

茨城県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規程

平成 19 年 3 月 29 日

訓令第 4 号

改正 平成 21 年 3 月 31 日 訓令第 3 号

改正 平成 22 年 2 月 25 日 訓令第 3 号

改正 平成 22 年 6 月 30 日 訓令第 6 号

改正 平成 25 年 11 月 25 日 訓令第 2 号

改正 平成 27 年 3 月 27 日 訓令第 3 号

改正 平成 28 年 3 月 1 日 訓令第 4 号

改正 平成 29 年 3 月 23 日 訓令第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の臨時職員の任用、賃金、勤務時間その他身分取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「臨時職員」とは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。）第 22 条第 5 項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 6 条第 1 項の規定により臨時的に任用される職員をいう。

(臨時職員)

第 3 条 臨時職員は、日々雇入れられるものとし、一般職に属する非常勤職員とする。

(任用)

第 4 条 臨時職員は、次の各号のいずれかに該当する場合において任用することができる。

- (1) 災害その他重大な事故のため地公法第 17 条第 1 項の規定により職員を任命するまでの間に欠員としておくことができない緊急の場合
- (2) 臨時的任用を行おうとする日から 1 年以内に廃止されることが予想される臨時の職である場合
- (3) 育児休業法第 6 条第 1 項の規定による臨時的任用の場合
- (4) 前 3 号に規定する場合のほか、特に広域連合長が認めた場合

(任用期間)

第 5 条 臨時職員の任用期間は、任用開始日の属する会計年度において 1 日を単位として 6 か

月を超えないものとする。ただし、その任用期間を1回に限り6か月を超えない期間で更新することができる。

2 前条第3号の規定により任用する場合は、前項の規定にかかわらず、臨時職員の任用期間は、当該育児休業の期間とする。

(任用の制限)

第6条 かつて臨時職員として任用されていた者は、その退職の日から2か月以上経過した後でなければ、再び任用することができない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項に基づく任用の更新を行わずに退職した臨時職員は、任用することができる。ただし、この場合において、当該臨時職員は、任用の更新があった者とみなす。

(欠格事項)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、臨時職員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 広域連合において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(任用の手續)

第8条 人事担当課長は、臨時職員を任用する必要がある場合には、臨時職員任用伺(様式第1号)により事務局長(茨城県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則(平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第2号)第5条第1項の事務局長をいう。以下同じ。)の決裁を受けなければならない。

第9条 人事担当課長は、前条の決裁を受けたときは、次に掲げる要件を備える者のうちから、予算の範囲内で臨時職員を任用するものとする。

- (1) 職務の遂行に必要な知識、技能、資格又は免許を有していること。
- (2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。

2 人事担当課長は、臨時職員を任用するに当たっては、臨時職員として任用されることを希望する者(次条において「任用希望者」という。)から次に掲げる書類を徴した上で、面接等を行うことにより、その適正を判断しなければならない。

- (1) 自筆の履歴書(提出前6か月以内に撮影した上半身脱帽の写真付きのもの)

(2) 前号に掲げるもののほか人事担当課長が必要と認める書類

第 10 条 人事担当課長は、前条の規定により、任用希望者のうちから任用しようとする者（以下「任用予定者」という。）を選定したときは、次に掲げる書類を徴し、その内容が適正かどうか審査しなければならない。

(1) 申立書（様式第 2 号）

(2) 前号に掲げるもののほか事務局長が必要と認める書類

2 人事担当課長は、前項の規定により徴した申立書の内容が適正であると認めたときは、速やかに任用予定者の任用の決定について事務局長の決裁を受けなければならない。

3 広域連合長は、任用を決定した者に勤務条件通知書（様式第 3 号）を交付するものとする。
（任用期間の更新）

第 11 条 人事担当課長は、第 5 条第 1 項の規定により任用期間の更新をしようとするときは、臨時職員任用期間更新伺（様式第 4 号）を事務局長に提出し、その決裁を受けなければならない。

2 広域連合長は、任用期間の更新を決定した者に勤務条件更新通知書（様式第 5 号）を交付するものとする。

（服務）

第 12 条 臨時職員は、職務を遂行するに当たっては、この規程のほか、法令、条例、規則等に従い、かつ、人事担当課長及び所属長の指揮監督を受け、その職務上の命令に忠実に従い職務に専念しなければならない。

2 臨時職員は、広域連合長の許可を受けた場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

3 臨時職員は、その職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

（変更届）

第 13 条 臨時職員は、次の各号のいずれかに変更を生じたときは、速やかに広域連合長に届け出なければならない。

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 通勤の経路又は方法

(4) その他広域連合長が必要と認める事項

2 前項の届出は、書面により人事担当課長を経由して行うものとする。

(勤務時間の割振り)

第 14 条 臨時職員の勤務時間は、同一課所に勤務する一般職員との権衡を考慮し、第 17 条で定める休憩時間を除き、1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で、人事担当課長が職務の形態に応じて割り振るものとする。

(休日)

第 15 条 臨時職員の勤務時間を割り振らない日（以下「休日」という。）は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(4) 前条の規定により勤務時間を割り振られた日（以下「勤務日」という。）が 1 週間当たり 4 日以内の臨時職員については、月曜日から金曜日までの 5 日間において、人事担当課長が別に定めた日

2 人事担当課長は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある臨時職員については、前項の規定にかかわらず、休日を別に定めることができる。この場合において、人事担当課長は、あらかじめ広域連合長の承認を受けなければならない。

(休日の振替)

第 16 条 人事担当課長は、臨時職員に前条第 2 項の規定により休日とされた日において公務の運営上の事情により勤務することを命ずる場合には、勤務日を休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第 17 条 臨時職員の休憩時間は、正午から午後 1 時までとする。ただし、1 日の勤務時間が同一課所に勤務する一般職員と同様に割り振られている臨時職員については、一般職員の例により休憩時間を置くことができる。

2 人事担当課長は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある臨時職員については、前項の規定にかかわらず、休憩時間を別に置くことができる。

3 休憩時間は、賃金計算の対象となる勤務時間以外の時間であって、これに対して賃金を支給しない。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第 18 条 所属長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、第 14 条から前条までに

規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において臨時職員に勤務をすることを命ずることができる。

（育児又は介護を行う臨時職員の早出遅出勤務又は深夜勤務若しくは時間外勤務の制限）

第 19 条 臨時職員（人事担当課長の定める臨時職員に限る。）が育児又は介護を行うために早出遅出勤務又は深夜勤務若しくは時間外勤務の制限の請求をする場合は、茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 8 号。以下「勤務時間条例」という。）に規定する職員の例による。

（年次休暇）

第 20 条 任用後 1 か月継続勤務した臨時職員に対し、翌月から継続勤務した 1 か月につき 1 日の年次休暇を与えるものとする。ただし、その者が任用の更新をされ、最初に任用された日から 6 か月を超えて継続勤務することとなった場合には、当該超える期間については、この限りでない。

2 臨時職員が任用の更新をされ、最初に任用された日から 6 か月を超えて継続勤務することとなった場合には、その者に対し、5 日の年次休暇を与えるものとする。

3 年次休暇の単位は、1 日とする。ただし、所属長が公務の運営上支障がないと認めるときは、臨時職員の請求により、1 時間を単位とすることができる。

4 前項ただし書の規定により時間を単位とする年次休暇を日に換算するときは、当該臨時職員の 1 日の勤務時間（日によって勤務時間が異なる場合は最も長い勤務時間に相当する時間とし、1 時間未満の端数が生じた場合はこれを切り上げた時間）をもって 1 日とする。

（特別休暇）

第 21 条 広域連合長は、別表第 1 に掲げる場合には、臨時職員に対して当該各号に掲げる有給の特別休暇を付与することができる。

2 前項に掲げるもののほか、広域連合長は、別表第 2 に掲げる場合には、臨時職員（第 6 項から第 9 項までに掲げる場合にあつては、人事担当課長の定める臨時職員に限る。）に対して当該各号に掲げる無給の特別休暇を付与することができる。

3 前 2 項に規定する特別休暇の単位は、1 日又は半日（1 回の勤務に割り振られた勤務時間が 4 時間以下の臨時職員にあつては、1 日）若しくは 1 時間とする。

4 半日を単位とする特別休暇は、1 回の勤務に割り振られた勤務時間（割り振られた勤務時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）の 2 分の 1 の時間を、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について与えることがで

きる。

5 第3項の規定により時間を単位とする特別休暇を日に換算するときは、前条第4項の規定を準用し、半日を単位とする特別休暇を日に換算するときは、2回をもって1日とする。

(休暇の手続)

第22条 臨時職員が休暇を受けようとするときは、前日までに、当該休暇に関する事項を記載した休暇簿により、所属長の承認を受けなければならない。ただし、所属長は、前段の規定による承認を受けることができない正当な理由が臨時職員にあったと認める場合には、その期限後においてもこれを受理することができる。

2 人事担当課長は、休暇（年次休暇を除く。）について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(賃金等の種類)

第23条 広域連合長は、臨時職員に対し、賃金、割増賃金及び交通費（以下「賃金等」という。）を支給する。

(賃金)

第24条 賃金は、時間給又は日給とし、その額は広域連合長が別に定める。

2 前項の規定により支給する日給の1時間当たりの賃金は、日給を所定の労働時間で除した額（その額に1円単位未満の端数を生じた場合は、その端数を50銭以上のときは1円に切り上げ、50銭未満のときは切り捨てて得た額。以下「1時間当たりの賃金額」という。）とする。

3 勤務した時間が所定の勤務時間に満たない場合における日給は、1時間当たりの賃金に勤務した時間数を乗じて得た額とする。

(割増賃金)

第25条 広域連合長は、臨時職員が所定の勤務時間を超過して勤務した場合、その超過した時間（その時間数に1時間未満の端数を生じた場合は、その端数を30分以上のときは1時間に切り上げ、30分未満の場合は切り捨てて得た時間数）に対し、1時間当たりの賃金額について、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に掲げる割合（勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を割増賃金として支給する。

(1) 第15条第1項第1号から第3号までに規定する休日に勤務した場合 100分の135

(2) 勤務日に1日7時間45分又は週38時間45分を超えて勤務した場合 100分の125

(3) 前2号に掲げる勤務以外の勤務の場合 100分の100

2 前項の規定にかかわらず、第15条第2項の規定により休日を定められた臨時職員の割増賃金については、前項の規定に準じて広域連合長が別に定める。

(交通費)

第26条 交通費は、通勤のために自動車その他の交通用具を使用し、又は交通機関を利用して通勤する臨時職員に対して支給する。

2 前項の規定により支給する1か月当たりの交通費の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 自動車、原動機付自転車その他原動機付の交通用具又は自転車等交通用具使用者 次表に掲げる区分に応ずる日額に1か月の勤務日数を乗じて得た額（その額が月限度額を超えるときは月限度額）

区 分	日 額	月 限 度 額
片道 2 km以上 5 km未満	100円	2,000円
片道 5 km以上 10km未満	200円	4,200円
片道 10km以上 15km未満	340円	7,100円
片道 15km以上 20km未満	480円	10,000円
片道 20km以上 25km未満	610円	12,900円
片道 25km以上 30km未満	750円	15,800円
片道 30km以上 35km未満	890円	18,700円
片道 35km以上 40km未満	1,030円	21,600円
片道 40km以上 45km未満	1,160円	24,400円
片道 45km以上 50km未満	1,250円	26,200円
片道 50km以上 55km未満	1,330円	28,000円
片道 55km以上 60km未満	1,420円	29,800円
片道 60km以上	1,500円	31,600円

(2) 路線バス利用者 回数乗車券の通勤所要回数分の運賃に相当する額又は通用期間1か月の通勤用定期券の価額（以下「定期券相当額」という。）のうち低廉な方の額

(3) その他の交通機関利用者 通勤所要回数分の運賃の相当額又は定期券相当額のうち低廉な方の額

3 前項に規定する交通費の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理

的と認められる通常の通勤の経路及び方法によるものとし、片道の通勤距離が2キロメートル以上の場合に支給する。

4 月の途中で運賃の改定及び住所の変更等の事由により、運賃の負担額に変更が生じた場合は、当該事由の発生した日から交通費を変更して支給する。

(賃金等の支払)

第 27 条 臨時職員に支給する賃金等は、毎月の勤務日数又は勤務時間数につき、その月の末日で締め切り、翌月の 21 日に通貨で直接その全額を当該臨時職員に支払うものとする。ただし、当該臨時職員から口座振替払を希望する申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

2 前項ただし書に定める申出は、口座振替払申出書(様式第6号)により行うものとする。

3 第1項に規定する賃金等の支給日が休日に当たるときは、同項の規定にかかわらず、その日前において、その日に最も近い休日でない日を支給日とする。

4 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、賃金等の支払の日を変更することができる。

(1) 臨時職員が月の途中において退職し、又は免職となったとき。

(2) その他特別の事情により前項の規定により難いと認められるとき。

(旅費)

第 28 条 臨時職員が公務のため旅行するときは、茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例(平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第10号)に規定する広域連合の職員の例による。

(退職)

第 29 条 臨時職員は、次の各号のいずれかに該当したときは退職する。

(1) 任用期間が終了したとき。

(2) 退職したい旨の届出を提出し、広域連合長に承認されたとき。

(3) 本人が死亡したとき。

2 前項第2号に規定する退職の届出は、特別の事情がある場合を除き、退職を希望する日の30日前までに人事担当課長を経由して広域連合長に提出しなければならない。

(免職)

第 30 条 広域連合長は、臨時職員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その意に反して当該臨時職員を免職することができる。

- (1) 人事評価又は職務能率が著しく不良であると認められるとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- (3) サービスの規定に違反する行為があったと認められるとき。
- (4) 職制の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたとき。

2 広域連合長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、その期間免職しないものとする。

- (1) 臨時職員が、公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のための特別休暇を取得している期間及びその後 30 日間
- (2) 女性の臨時職員が、産前産後のための特別休暇を取得している期間及びその後 30 日間

3 広域連合長は、第 1 項の規定により職を免ずる場合は、免職日の 30 日前までに文書をもって当該臨時職員に対し、予告するものとする。

4 前 2 項の規定にかかわらず、臨時職員の責めに帰すべき事由により免職する場合は、直ちに免職することができる。

(社会保険)

第 31 条 臨時職員の社会保険については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の定めるところによる。

(災害補償)

第 32 条 臨時職員の公務上又は通勤による災害に対する補償については、市町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 50 年茨城県市町村総合事務組合条例第 27 号）の定めるところによる。

(健康診断)

第 33 条 広域連合長は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の規定に基づき、臨時職員に対し、次に掲げる健康診断を実施するものとする。

- (1) 雇入時健康診断
- (2) 定期健康診断

(臨時職員の任用管理等)

第 34 条 人事担当課長は、臨時職員の任用状況等についての記録を管理しなければならない。

(その他)

第 35 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 21 年訓令第 3 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年訓令第 3 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年訓令第 6 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の前日に使用されたこの訓令による改正前の茨城県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規程別表第 2 の 6 の項の休暇については、この訓令による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規程別表第 2 の 6 の項の休暇として使用されたものとみなす。

附 則（平成 25 年訓令第 2 号）

この訓令は、平成 25 年 11 月 25 日から施行する。

附 則（平成 27 年訓令第 3 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年訓令第 4 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年訓令第 3 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1（第21条関係）

事由	承認を与える期間
1 臨時職員が選挙権その他公民として権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める日又は時間
2 風水震火災その他の非常災害により交通が遮断された場合	その都度必要と認める日又は時間
3 風水震火災その他の天災地変により職員の現住居が滅失又は破壊された場合	1週間を超えない範囲でその都度必要と認める期間
4 交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合	その都度必要と認める日又は時間
5 臨時職員が裁判員、証人、鑑定人として官公署等に出頭する場合	その都度必要と認める日又は時間
6 臨時職員が地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第51条第1項又は第2項及び市町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和50年茨城県市町村組合条例第27号）第19条の規定により、公務災害補償に関する決定についての不服申立人として出頭する場合	その都度必要と認める日又は時間
7 忌引きの場合	付表に定める期間内において必要と認める期間
8 父母の祭日の場合	1日

付表

死亡した者		付与日数
配偶者		10日
血族	1親等の直系尊属（父母）	7日
	1親等の卑属（子）	5日
	2親等の直系尊属（祖父母）	3日
	2親等の卑属（孫）	1日
	2親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日
	3親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日

姻族	1 親等の直系尊属	3 日
	1 親等の卑属	1 日
	2 親等の直系尊属	1 日
	2 親等の傍系者	1 日
	3 親等の傍系尊属	1 日

別表第2（第21条関係）

事 由	承認を与える期間
1 臨時職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める日又は時間
2 臨時職員が私事による負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	2か月を超えない範囲でその都度必要と認める期間
3 臨時職員の出産の場合	その出産の予定日前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）目に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの期間内においてあらかじめ必要と認める期間
4 妊産婦である臨時職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことを認められた場合	その都度必要と認める日又は時間
5 臨時職員が生後満1年に達するまでの子（勤務時間条例第7条において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び事項において同じ。）を育てる場合	1日2回それぞれ30分を超えない範囲でその都度必要と認める時間（男子の臨時職員にあっては、その子の当該臨時職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親若しくは同条第1号に規定する養育里親であるもの（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託す

	<p>ることができない者に限る。)を含む。)が当該臨時職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間)</p>
<p>6 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する臨時職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>任用開始日から1年間において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</p>
<p>7 次に掲げる者((3)に掲げる者にあっては、臨時職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護その他の世話をを行う臨時職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子及び配偶者の父母</p> <p>(2) 祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p>(3) 臨時職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認め</p>	<p>任用開始日から1年間において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</p>

<p>られる父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者並びに臨時職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる子の配偶者及び配偶者の子</p>	
<p>8 要介護者の介護をする臨時職員が、当該介護をするため、臨時職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる期間</p>	<p>指定期間内において必要と認められる期間</p>
<p>9 要介護者の介護をする臨時職員が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>当該連続する3年の期間内において1日につき2時間（当該臨時職員について1日に定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間</p>
<p>10 臨時職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>2日を超えない範囲でその都度必要と認める期間</p>
<p>11 臨時職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>

備考

- この表の7の項において「同居」とは、臨時職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含む。
- この表の7の項において「介護その他の世話」とは、要介護者の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要

介護者の必要な世話をいう。

様式第1号（第8条関係）

臨時職員任用伺

決 裁 区 分						起案日	年 月 日	
						決裁日	年 月 日	
	事務局 局長	事務局 次長	課長	課長 補佐	班長	合 議	人事 担当課	財政 担当課
任 用 理 由						起 案 者	課	
							職	氏名印
上記の理由により任用してよろしいか。								
勤 務 課 所								
職 務 内 容								
任 用（ 予 定 ） 期 間	年 月 日から 年 月 日まで							
勤 務 時 間 及 び 休 憩 時 間	時 分から 時 分まで 〔うち休憩時間 時 分から 時 分まで〕							
休 日								
賃 金	1 時間給 2 日給 円							
社 会 保 険 等	適用無し・適用有り							
所 定 外 労 働 の 有 無	無し・有り（ ）							
予 算 所 要 額	予算科目（ . . . ）							
備 考								

申 立 書

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 宛て

申立者住所

氏名

印

私が、茨城県後期高齢者医療広域連合臨時職員に任用されるに当たっては、下記のとおり相違ないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽の記載があった場合は、直ちに免職されても異議はありません。

記

1 私は、茨城県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規程第7条に規定する次のいずれにも該当しておりません。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 広域連合において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 私は、広域連合職員として次のとおり任用されたことがあります。

(1) 任用された期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 任用された課所及び職務の内容

備考 2については、広域連合臨時職員として任用されたことがある方のみ記入してください。

なお、任用された期間、課所及び内容については、直近のものを記入してください。

様式第3号（第10条関係）

勤 務 条 件 通 知 書	
(氏 名)	様
あなたを茨城県後期高齢者医療広域連合臨時職員として次の条件により任用を更新します。	
任用（予定）期間	年 月 日から 年 月 日まで
勤 務 課 所	
職 務 内 容	
勤 務 時 間 及 び 休 憩 時 間	時 分から 時 分まで 〔うち休憩時間 時 分から 時 分まで〕
休 日	
所定外労働の有無	勤務時間外又は休日に勤務を命ずることがあります。
休 暇	(1) 年次休暇 任用後1か月継続勤務した場合は翌月から1か月につき1日付与する。 (2) 特別休暇 有り
賃 金 等	(1) 賃 金（時間給・日給） 円 (2) 割増賃金 ※ 茨城県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規程第25条によります。 (3) 交 通 費 円 (4) 昇給・賞与・退職金制度の適用はありません。
賃 金 等 の 支 払	(1) 賃金締切日 毎月末 (2) 賃金支払日 毎月21日 ※ 支払日が休日に当たるときは、その日に最も近い休日でない日に繰り上げて支払います。 (3) 支払方法 ()
社 会 保 険 等	適用無し・適用有り（健康保険・厚生年金保険・雇用保険） ※ 市町村非常勤職員公務災害補償による補償が適用されます。
退 職 及 び 免 職 に 関 す る 事 項	(1) 自己都合による退職の手続 (退職する30日前までに申し出てください。) (2) 免職の事由 ※ 茨城県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規程第30条によります。
そ の 他 の 事 項	茨城県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規程に定める事項によります。
年 月 日	
茨城県後期高齢者医療広域連合長 印	

様式第4号（第11条関係）

臨時職員任用期間更新伺

決 裁 区 分						起案日	年 月 日	
						決裁日	年 月 日	
	事 務 局 長	事 務 局 次 長	課 長	課 補 長 佐	班 長	合 議	人 事 担 当 課	財 政 担 当 課
任 用 期 間 更 新 理 由						起 案 者	課	
							職	氏名印
上記の理由により任用期間を更新してよろしいか。								
被 任 用 者	氏 名		生年月日	年 月 日				
	住 所							
勤 務 課 所								
職 務 内 容								
任 用 （ 予 定 ） 期 間		年 月 日から			年 月 日まで			
勤 務 時 間 及 び 休 憩 時 間		時 分から			時 分まで			
		〔うち休憩時間			時 分から 時 分まで〕			
休 日								
賃 金		1 時間給 2 日給			円			
社 会 保 険 等		適用無し・適用有り						
所 定 外 労 働 の 有 無		無し・有り（ ）						
予 算 所 要 額		予算科目（ . . . ）						
備 考								

様式第5号（第11条関係）

勤 務 条 件 更 新 通 知 書	
(氏 名) 様	
あなたを茨城県後期高齢者医療広域連合臨時職員として次の条件により任用を更新します。	
任用（予定）期間	年 月 日から 年 月 日まで
勤 務 課 所	
職 務 内 容	
勤 務 時 間 及 び 休 憩 時 間	時 分 から 時 分 まで 〔うち休憩時間 時 分 から 時 分 まで〕
休 日	
所定外労働の有無	勤務時間外又は休日に勤務を命ずることがあります。
休 暇	(1) 年次休暇 有り (日) ・無し (2) 特別休暇 有り
賃 金 等	(1) 賃 金 (時間給・日給) 円 (2) 割増賃金 ※ 茨城県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規程第25条によります。 (3) 交 通 費 円 (4) 昇給・賞与・退職金制度の適用はありません。
賃 金 等 の 支 払	(1) 賃金締切日 毎月末 (2) 賃金支払日 毎月21日 ※ 支払日が休日に当たるときは、その日に最も近い休日でない日に繰り上げて支払います。 (3) 支払方法 ()
社 会 保 険 等	適用無し・適用有り（健康保険・厚生年金保険・雇用保険） ※ 市町村非常勤職員公務災害補償による補償が適用されます。
退職及び免職に関する事項	(1) 自己都合による退職の手続 (退職する30日前までに申し出てください。) (2) 免職の事由 ※ 茨城県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規程第30条によります。
その他の事項	茨城県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規程に定める事項によります。
年 月 日	
茨城県後期高齢者医療広域連合長 印	

様式第6号（第27条関係）

口座振替払申出書

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 宛て

郵便番号

住 所

氏 名

印

生年月日

私の賃金等の支払について、茨城県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規程第27条第2項の規定に基づき、下記の口座への振替を申し出ます。

記

振込先金融機関		金融機関コード		種 別	口座番号
金融機関名	支店名	金融機関	店舗		
				1 普通 2 当座	
口座名義人名 カタカナ					